

4 新聞の範囲

(1) 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

(2) 週2回以上の発行

軽減税率の対象となる「週2回以上発行される新聞」とは、通常発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日等、休刊日により週1回の発行となる週があったとしても、通常の週において2回以上発行されていれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

(3) 定期購読契約

定期購読契約とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。



スポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の対象となりますか。



スポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の対象となりますか。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しませんので、軽減税率の対象となりません。

なお、「紙の新聞」と「電子版の新聞」をセット販売している場合には、セット販売の対価の額を軽減税率の対象となる「紙の新聞」の金額と、軽減税率の対象とならない「電子版の新聞」の金額とに区分した上で、それぞれの税率が適用されることとなります。



新聞の販売店である当社が、企業等に対して決まった部数を販売している場合は、軽減税率の対象となりますか。



企業等への新聞の販売であっても、週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づく譲渡は、軽減税率の対象となります。

なお、ここでいう「購読」とは、「購入して読むこと」をいい、例えば、ホテルの宿泊客の閲覧用としてロビー等に設置するものや無料で配布するものなど、購入した者が「自らの事業に使用すること（再販売することは除きます。）」も含まれます。